

## 施策評価調書（基本目標別）

様式 - 2

基本目標	2 「安全」な水の供給
	主要施策（4）～（5）
施策の趣旨	<p><b>主要施策（4） 安全な水づくり</b> 安全な水道水をつくるには、水源である河川や湖沼などの水質状況を見極めて浄水処理を行う必要があります。 お客様にいつでも安心して飲んでいただけるよう、川や湖沼などの水源の監視を行い、併せてその保全を働きかけるとともに、自然現象や事故などによる異常水質への対応の幅が広がる高度浄水処理システムの導入を進めます。</p> <p>また、常に安全な水道水をお客様にお届けするために、水質管理レベルの維持・向上に努めます。</p> <p><b>主要施策（5） おいしい水の供給</b> お客様に安全でおいしい水をお届けし、安心して利用していただけるよう、「第2次おいしい水づくり計画」に基づいて、おいしい水の供給を推進していきます。</p> <p>残留塩素濃度の低減化等のおいしい水づくりに向けた技術的な取組を実施するとともに、お客様に水道水の安全性やおいしさを理解していただくための体験型イベント等のキャンペーンや、おいしい水づくり推進懇話会等でお客様とのコミュニケーションを通じて、より安全でおいしい水づくりに取り組みます。</p>

評価結果の概要	基本目標2においては、2つの主要施策の下に6の主な取組を位置付けております。各施策及び取組について、担当課の自己評価をもとに内部評価を行った結果、令和2年度については、
	<p>I 「達成状況」に係る評価は、4つの取組を「a」評価（達成している）、2つの取組を「b」評価（概ね達成している）としました。</p> <p>II 「成果」に係る評価は、主要施策（4）を「a」評価（成果が出ている）、主要施策（5）を「b」評価（概ね成果が出ている）としました。</p>

主要施策ごとの当年度の取組と内部評価結果		
(4) 安全な水づくり	「成果」 a	
主な取組		「達成状況」
①水源の監視・保全		a
②高度浄水処理の拡充		a
③水質管理レベルの維持・向上		b
(5) おいしい水の供給	「成果」 b	
主な取組		「達成状況」
①おいしい水づくりの技術的な取組		b
②安全でおいしい水キャンペーン		a
③お客様とのコミュニケーション		a

外部評価会議 委員の評価	「達成状況、成果」について の内部評価の妥当性	特にありません。
	A : 妥当である 5人 B : 概ね妥当である 人 C : 不十分である 人	
外部評価会議委員 の主な意見等 及び企業局の回答		<p>基本目標2の各施策の内部評価等に関して、評価委員から出された意見及び企業局の回答は、以下のとおりです。</p> <p>＜主要施策4＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○「柏井浄水場西側施設」の埋設汚泥対策について、「詳細調査業務委託での現地調査結果から、地表面への硫化水素の漏出がなく、周辺の生活環境上の支障はないことを確認」した旨、承知しました。 「埋設汚泥対策について再検討した結果、現状のまま掘削等を行わなければ、周辺への影響が発生しないことを確認」できた点も安心いたしました。</li> </ul> <p>(企業局回答)</p> <p>今後も引き続き硫化水素による周辺環境への影響をモニタリングし、安全性の確認を実施していきます。</p> <p>＜主要施策5＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○「目標に近い成果が出た」にもかかわらず、コロナ禍によりキャンペーンイベントが中止となったことを理由に、b評価とされています。しかし、コロナ禍による中止が、不可抗力なのか否かが問われます。不可抗力と認定されるならば、これを理由に評価を引き下げるには疑問が残ります。</li> <li>○未達成の理由が外部要因によるものであり、評価対象から外すのが妥当ではないか。</li> </ul> <p>(企業局回答)</p> <p>局内で再検討し、該当する達成指標を評価対象から除き、4つの「主な取組」について、以下の通り内部評価を修正することとしました。</p> <p>なお、主要施策の評価ランクについては影響ありません。(詳細は追加資料を参照。)</p> <p>主要施策（5）②安全でおいしい水キャンペーン c ⇒ a</p>